平成２８年（フ）第１９６５号
東京都練馬区大泉学園町６丁目19―29
債務者　岡野　政人
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１９９４号
神奈川県川崎市宮前区小台２丁目１―５―401
債務者　佐藤　雅恵
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２００４号
東京都北区豊島３丁目17―８―102
債務者　可兒　浩幸
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０１４号
東京都江戸川区鹿骨１丁目44―７
債務者　井野　晃一
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０１５号
東京都江東区亀戸３丁目46―２―208
債務者　山本　裕太
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６３号
東京都八王子市小比企町469番地５
債務者　三上久美子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月１日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１７号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目７番地22緑ヶ丘マンション105
債務者　鈴木　　治
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１８号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目７番地22緑ヶ丘マンション105
債務者　鈴木　聖子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３３２号
横浜市都筑区見花山31番４号　アビタシオン市ヶ尾202
債務者　松井　和弘
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３８号
横浜市泉区中田北３丁目31番12号　高場ハウス102号
債務者　片岡　雅美
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４３２号
横浜市港北区樽町１丁目26番６―203号
債務者　北原　瑞樹
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４７０号
神奈川県海老名市大谷南３丁目23番16号
債務者　酒井　笑子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８０号
神奈川県茅ヶ崎市浜之郷812番地10
債務者　小野口悦子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４号
静岡県浜松市北区新都田３丁目20番17号　テクノタウンパラージュH201、前住所静岡県浜松市南区倉松町118番地
債務者　山下　卓史（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８５号
静岡県磐田市国府台516番地７
債務者　ヤマダエスペランザこと　ヤマダ　エスペランザ　ミロ
1　決定年月日時　平成28年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月３日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
静岡県焼津市石津中町12番地の２、旧住所静岡県焼津市三右衛門新田596―１　キャラメルミナス201号
債務者　塚本　　彩
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部